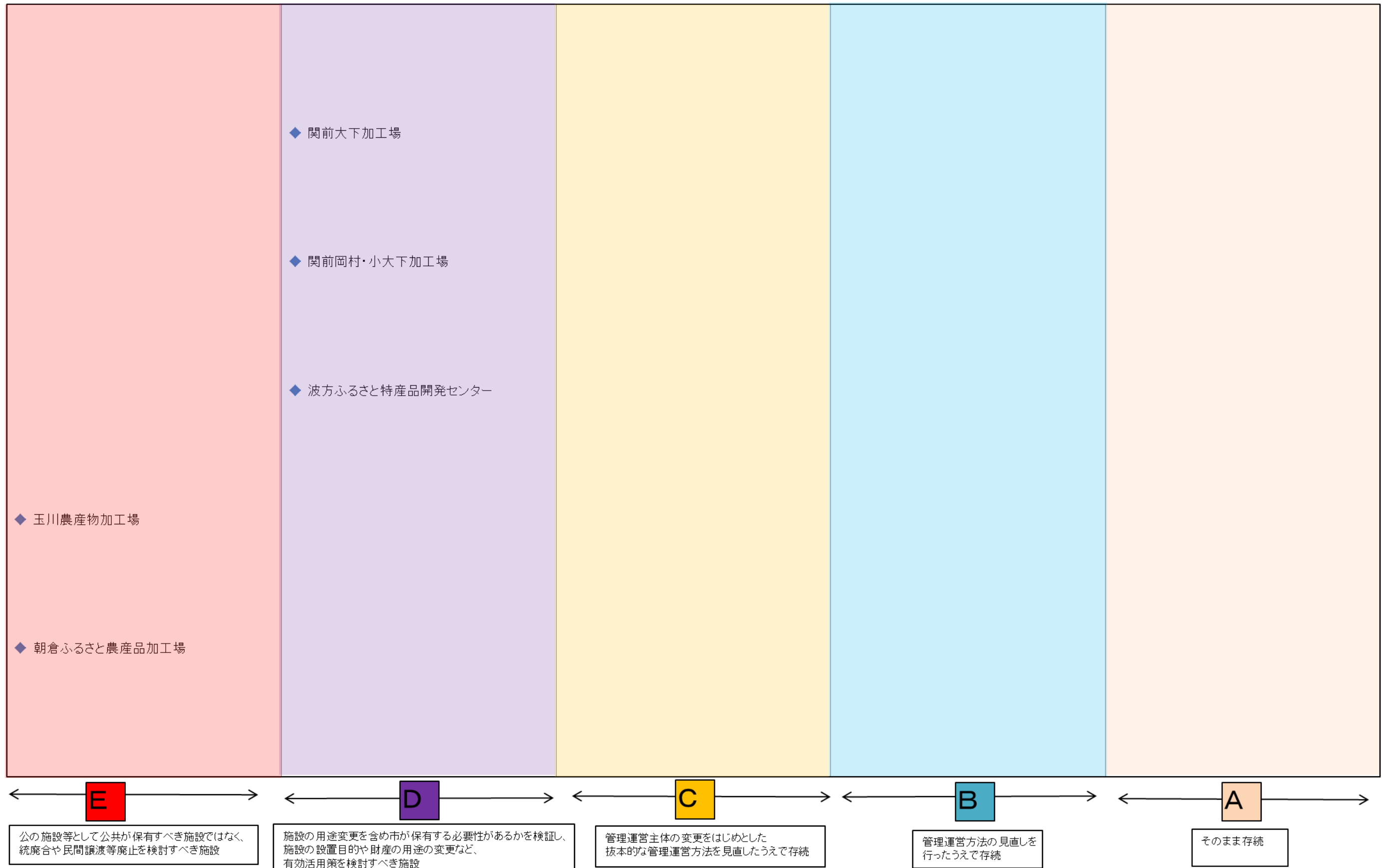


公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】 37農産物加工施設



【37 農産物加工施設】

評価の概要

『農産物加工施設』は、農林水産物等を利用した加工技術及び知識の習得向上による特産品開発の拠点づくりの推進並びに本市の農業振興を図る目的で設置された施設です。本施設については、施設の老朽化が進んでいますが、設置目的にあった利用がされている現状を考慮し、当面は、管理運営経費の縮減を図り、更なる利用促進策を検討することにより維持していきます。

「今治市朝倉ふるさと農産品加工場」については、利用が限定的であり、かつ施設の老朽化も進んでいるため、施設廃止を検討すべきです。また、「今治市玉川農産物加工場」については、借地であり、かつ利用が低調であるため、民間譲渡等により廃止を検討すべき施設となります。よって、総合評価結果は「E」評価となっています。